

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成18年12月4日付けで申出のあった 社会保険労務士 成田直政に係る愛知県内の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

- イ 社会保険労務士会の会員であり、かつ、過去3年にわたる取扱実績からみて、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
- ロ 貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
- ハ これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
- ニ 故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
- ホ その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
- ヘ 公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
- ト 公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成19年3月5日

社会保険労務士 成田直政 殿

愛知労働局職業安定部長



《手続一覧》

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届（離職証明書の添付を要しない場合に限る。）
- ③ 雇用保険被保険者区分変更届
- ④ 雇用保険被保険者転勤届
- ⑤ 雇用保険被保険者氏名変更届
- ⑥ 雇用保険事業主事業所各種変更届
- ⑦ 雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書
- ⑧ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
- ⑨ 雇用保険被保険者休業・勤務時間短縮開始時賃金月額証明書
- ⑩ 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
- ⑪ 高年齢再就職給付金の支給申請
- ⑫ 育児休業基本給付金の支給申請
- ⑬ 介護休業給付金の支給申請